

不動産登記に関する事務の一部の停止について

土地改良事業及び土地区画整理事業に係る換地処分がなされたことに伴い、下表の地域について、事業の登記が完了するまでの間は、不動産登記事務の処理ができません。

これにより、対象地域の不動産を目的とした各種登記申請は、公告日の翌日から事業の登記が完了するまでの間は、原則として、受理することができませんので、ご注意願います。

また、事業の対象地域内の不動産について、事業の登記が完了するまでの間は

登記事項証明書、要約書、地図の写し等が発行されませんので
ご注意願います。

ご不明な点は、当局職員にお尋ねください。

名古屋法務局

期 間	対象地域名	事務停止の理由
令和元年9月2日から 令和元年11月29日まで (予定)	稲沢市島町天之越，同 北浦，同寺西，同免定 田，同上農間，同新田 の一部 稲沢市島町本郷，同金 辻，同樋田，同普照堂， 同於波計，同下畑，同 喉乾，同市稲島町天神， 同上流，同二ノ宮，同 石畑の全部 (一宮支局管轄)	土地改良事業